

長期継続配当金の誤計算について

住友生命保険相互会社（社長 橋本 雅博）では、長期継続配当金計算のプログラムミスにより、一部のご契約について、長期継続配当金の誤計算が判明いたしました。

これまでの当社調査により、誤計算の発生したご契約は全件特定できております。今後は文書等により個別にご連絡を差し上げ、お問合せ窓口やご契約ごとの対応内容をご案内させていただきます。

このような事態が発生し、お客さまならびに関係者の皆さまにご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 概要

平成22年に変更した、定期保険特約部分の長期継続配当金*（以下、長期継続配当金）の計算プログラムにおいて設計ミスがございました。その結果、平成22年4月から平成26年12月までに長期継続配当金をお支払いしたご契約のうち、保険料払込回数等の変更手続き（年払から月払への変更、月払から年払への変更等）を行ったご契約について、長期継続配当金の誤計算が発生いたしました。

※ 長期継続配当金とは、3年ごと有配当保険および5年ごと利差配当保険において、長期にご契約を継続いただいたご契約者さまへお支払いする特別配当です。

a. 対象契約件数等

誤計算の内容	件数	金額					
		合計	1件あたり	最小	最大		
正当金額より 少なく計算	629件	11,763 千円	約19千円	(個人)* ¹	4円	(個人)	139千円
				(法人)* ²	4,868円	(法人)	60千円
正当金額より 多く計算	798件	157,270 千円	約198千円	(個人)	11円	(個人)	1,541千円
				(法人)	3,982円	(法人)	5,882千円

※1 契約者が個人のご契約 ※2 契約者が法人のご契約

b. 対象契約

以下の条件をいずれも満たすご契約が対象となります。

- ① 3年ごと有配当保険および5年ごと利差配当保険のうち、平成22年4月から平成26年12月までに長期継続配当金が支払われたご契約（表1）
- ② **長期継続配当金が支払われた年の契約応当月から**保険料払込回数等が変更となる手続きを行ったご契約（表2）

（表1：商品名称およびご加入時期）

保険種類	商品名称	ご加入時期 (契約年月日の属する月)
3年ごと 有配当保険	ライブワン、Qパック	平成13年4月 ～平成20年12月
5年ごと 利差配当保険	愛&愛、楽々人生、ニューベスト、ザ・ベスト、アンサンプル、楽々アンサンプル、終身保険、記念日宣言、たのしみ1番、こどもすくすく保険	平成12年4月 ～平成16年12月

（注）誤計算の発生した長期継続配当金が支払われた時期

3年ごと有配当保険・・・ご契約から6年後および9年後の契約応当日

5年ごと利差配当保険・・・ご契約から10年後の契約応当日

(表 2 : 変更手続き内容)

変更手続き内容 (長期継続配当金が支払われた年の契約応当月から 変更となる手続きのみが対象)	誤計算の内容
保険料払込回数が増加する変更 (年払⇒月払、年払⇒半年払、半年払⇒月払)	正当金額より少なく計算
保険料払込回数が減少する変更 (月払⇒年払、半年払⇒年払、月払⇒半年払)	正当金額より多く計算

(注) 他に、特別条件により保険料が割り増しとなっているご契約について、保険料の払込み方法が変更となる手続きを行った場合にも誤計算が発生 (11件) しております。

c. 変更手続きにより誤計算となった理由

長期継続配当金は、「保険料×(1年間の)保険料払込回数×所定の配当率」の計算式にて算出いたします。この計算において、**変更前**の保険料払込回数を使用するプログラムとなっていたことにより、誤計算が発生いたしました。

長期継続配当金の計算方法	
正当な計算方法	「変更後」保険料 × 「変更後」保険料払込回数 × 所定の配当率
今回の誤計算方法	「変更後」保険料 × 「変更前」 保険料払込回数 × 所定の配当率

(例1) 正当金額より少なく計算

保険料払込回数の変更により定期保険特約の保険料を年払12万円(年1回お支払い)から月払1万円(年12回お支払い)に変更した場合

(正) 1万円 × 12(回) × 配当率 = 12万円 × 配当率

(誤) 1万円 × 1(回) × 配当率 = 1万円 × 配当率

(例2) 正当金額より多く計算

保険料払込回数の変更により定期保険特約の保険料を月払1万円(年12回お支払い)から年払12万円(年1回お支払い)に変更した場合

(正) 12万円 × 1(回) × 配当率 = 12万円 × 配当率

(誤) 12万円 × 12(回) × 配当率 = 144万円 × 配当率

2. お客さまへの対応

平成27年1月19日より順次郵送もしくは担当者の訪問により、本件発生のお詫びとお問合せ窓口のご案内および以下の対応内容のご連絡をさせていただいております。

a. 対応内容

○正当金額より少なく計算した場合

正当な金額との差額金に遅延利息を付してお支払いいたします。ただし、配当金全額をお引き出しされたことのないご契約については、正当な金額が支払われたものとして積立配当金額の修正を行います。

○正当金額より多く計算した場合

正当な金額との差額金のご返金や契約内容のご変更をお願いいたします。ただし、配当金のお引き出しがないご契約については、正当な金額が支払われたものとして積立配当金額の修正を行います。

なお、差額金の返金をお願いする場合は、担当者が訪問のうえ、お手続きの方法についてご説明いたします。

※本件において、**電話のみによる送金先口座等のご連絡はいたしません。また、お手続きの方法についての初回訪問時に、現金を受領することもございません。**

- b. 長期継続配当金が支払われた年の生命保険料控除証明書について、生命保険料控除金額に影響がある場合は、再作成のうえお届けいたします。内容により、税務署あて修正申告が必要な場合もしくは更正の請求（税金の還付の請求）ができる場合がございます。

3. 発生原因と再発防止策

長期継続配当金計算システムを変更した際に、システム設計ミスを起こしたものであり、今後こうした事態が発生しないようシステム開発時のチェック態勢を一層強化していくことで再発防止に努めてまいります。

<お客さま専用 お問合わせ窓口>

電話番号：0120-120-708（通話料無料）

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時 [土・日・祝日を除きます]

(1/24(土)、1/31(土)、2/7(土)、2/14(土)は

午前9時～午後5時までご利用いただけます)

以上